

平成 26 年 3 月 7 日

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生

周防 正行

松木 和道

村木 厚子

安岡 崇志

## 新時代の刑事司法制度特別部会 取りまとめに向けての意見

### (本意見の位置付け)

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下「本部会」という）は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事案の発生を受け設置された。本部会の任務は、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備のあり方について」検討し、「時代に即した新たな刑事司法制度を構築する」ことにある。

私たちは、本部会の 25 回に及ぶ審議に参加してきた。本部会は主として多くの刑事司法の専門家により構成されているが、その中で私たちは、「専門家の知見だけでなく、広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要がある」との趣旨から審議に委員として参加することとなった。私たちは、この趣旨をふまえ、ある日突然刑事事件の被疑者、被告人、被害者、証人、裁判員等になりうる一国民として審議に積極的に参加してきた。そうした中で、本部会の諮問事項の中心ともいえる取調べの可視化（録音・録画）に関し、以下のような共通の考えを持つに至ったことから、それをここに表明し、本部会の審議の促進、取りまとめに貢献しようするものである。

### (録音・録画に関する基本的スタンス)

25 年 1 月、本部会が取りまとめた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（以下「基本構想」という）では、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続きの下で行われるべきことは言うまでもない」としたうえで、取調べの録音・録画については「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであるこ

とが明らかになるような制度とする必要がある。」としている。

この基本構想の考え方にしては、録音・録画の制度は作業分科会による「制度設計に関するたたき台」（平成 26 年 2 月、以下「たたき台」という）において提示された 2 案のうち、採るべきは「第 1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度」となる。「第 2 被疑者取調べの一定の場面について録音・録画を義務付ける制度」は取調べの過程のごく一部の録音・録画を義務づけるものの他の過程については取調べ官の裁量に委ねるものであり、「適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度」とならないことは明らかである。

#### （対象とすべき事件）

対象事件については、本部会の議論において、裁判員裁判対象事件のみを対象とするとの意見もあったが、取調べの適正化、証拠の任意性・信用性の確保という録音・録画の趣旨に照らせば、裁判員裁判対象事件に限定する理由はなく、原則としてすべての事件がその対象となるべきである。

ちなみに、裁判員裁判対象事件は、年間およそ 2000 件、公判に付される事件の 3%ほどを占めるにすぎず、こうした事件のみを録音・録画の対象とすれば、本部会設置の契機となった郵便不正事件も、最近 4 人が誤認逮捕され、2 人が虚偽の自白に追い込まれた PC 遠隔操作事件も、冤罪が多いと指摘される痴漢事件なども対象にならない。これでは、本部会の設置の趣旨、諮問事項に照らしてもあまりに矮小化されていると言わざるを得ない。

#### （段階的実施）

私たちは、こうした原則を明確にしたうえで、実務的な観点から、段階的に実施をすることまで否定するものではない。段階的実施の方法としては、部会で一部の委員が提案したように、裁判員裁判対象事件については取調べの全過程の録音・録画を行うこととし、これに加えて、検察官の取調べは比較的準備が整いやすいことに鑑み、その他の全ての事件（道路交通法違反のようなごく軽微な事件は除く）も検察官の取調べについては全過程の録音・録画を行うことからスタートすべきと考える。段階的実施とする場合、録音・録画の対象の拡大に向けての工程を何らかの形で示すべきものと考える。

なお、コスト等の観点から録音・録画の対象事件が制約されるのであれば、対象事件の範囲を絞るより、一定の範囲については録音のみの制度を先行させ

ることを検討すべきである。

#### (録音・録画の例外)

録音・録画の例外はできる限り制限的であるべきであり、かつ客観的な基準によることが必要である。取調官の恣意的な判断が加わるような仕組みは、これまでと同様に供述の任意性・信用性に関する無用な争いを産むものであり、避けるべきと考える。仮に「被疑者が十分な供述をすることができない」場合を想定して一定の例外を設けるとしても、被疑者が録音・録画を望む場合には録音・録画を実施するといった仕組みが必要と考える。

なお、どのような制度を導入するにせよ、被害者保護の観点が重要であることは言うまでもなく、被害者の心情、名誉、プライバシーを害するおそれのある内容が記録された場合、その記録媒体の証拠開示または公判での再生等について適切な対応がなされるべきことは言うまでもない。

#### (実効性の担保)

録音・録画の導入の趣旨に鑑み、実効性の担保については、たたき台の「第14 A案 録音・録画義務違反があった場合の供述の証拠能力を否定する規定、又は、取調べ状況の立証・認定を制限する規定を設ける。」が採用されるべきと考える。

#### (参考人取り調べ)

参考人の取調べについても、それが適正に行われるべきことは、被疑者の取調べと何ら変わることではなく、郵便不正事件の例をとれば、参考人に対する不適正な取り調べが冤罪を生む原因となりやすいことは明らかである。したがって、参考人についても本来全過程の録音・録画が行われるべきであろう。しかしながら、現実的な取組を行うとの観点から、また、検察官作成の参考人調書が特に信用すべき情況の立証が行われた場合に特別の地位を与えられる（現行刑事訴訟法321条1項2号）こと等をふまえ、少なくとも検察官取調べについては参考人も録音・録画の対象とすることを検討すべきである。